奈良県告示第三号

次のとおり変更した。 九号)第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域を 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 (平成十六年十二月奈良県条例第十

市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。 なお、関係書類を、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課及び当該 令和六年四月一日

奈良県知事 山 下 真

るものを除く。 留堂及び北花内の各一部。ただし、規則第三条第一号に掲げ	葛城市
除く。 三号。以下「規則」という。)第三条第一号に掲げるものをに関する条例施行規則(平成十六年十二月奈良県規則第二十に関する条の施行規則(平成十六年十二月奈良県規則第二十柳本町の一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準	天理市
土地の区域	市町村